

報告第 2 号

令和 6 年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度の資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

特 別 会 計 の 名 称	資金不足比率（％）
階上町下水道事業会計	—

備考

資金不足比率がない場合は、「—」と記載している。

◇ ————— ◇

提案理由

令和 6 年度の資金不足比率について報告するものである。

（参考）

▽地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。